

●今月の経営チェックポイント

- 社会保険料の標準報酬月額の変更による徴収額の変更月です。
10月分給料から徴収額の変更をして下さい。
一般の被保険者の方 現行 18.182% → 18.300%
被保険者負担率は 9.150%です。
- 労働保険料の延納（分割納付）の第2期分の納期限は、10月31日迄です。
- 個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分の納付期限は10月31日迄です。
- 10月、11月決算法人の方は賞与等決算の対策をして下さい。
- 10月9日（月）は体育の日です。

●着眼点

政局に注目

税理士 田中彰

10月になりました。去る8月13日に母校嵯峨野高校の同窓会総会がありましたが、ホテルの円卓席の後ろの席は偶然にも民進党の福山哲郎氏でした。お酒が少々入っていたこともあって同級生たちと先輩面して「民進党は駄目になるから今のうちに他に移った方がええんと違う？」などと好き勝手を申し上げていました。彼はニコニコしながら「頑張ります」と応え、その様子に実直な人柄が垣間見えたと思います。

その後9月28日に衆議院は解散し、10月10日公示、22日投票の総選挙実施の運びとなりました。混迷する民進党をしり目にここまでは安倍首相や自民党の作戦勝ちのように見えてましたが、前原民進党の奇策は安倍自民党にとっても何かしらの脅威になったのではないのでしょうか。でも本当に民進党は駄目になっちゃいました。

私は福山氏に「消費税の複数税率化は阻止してほしい」と訴えました。彼は「私も反対なので頑張ります」と言ってくれました。今後消費税増税や憲法改正などについて各党の政策を吟味しながら一票を投じたいと考えています。ちなみに伊吹文明氏も嵯峨野高校のOBですが総会には出席されませんでした。今回の選挙には出られないのでしょうか。

今月6日はこれまた高校同窓生である某先生の出所祝いです。長い間のお務めは本当に大変だったと思います。優秀な医者なので是非これからも多くの患者を助けてほしいと願っています。

● 改正育児・介護休業法

平成 29 年 10 月 1 日に改正育児・介護休業法が施行されました。

【改正内容】

1. 育児休業期間の延長（最長 2 歳まで）
上記に合わせて育児休業給付金の給付期間も 2 歳までとなります。
2. 育児休業制度の個別周知（努力義務）
3. 育児目的休暇の導入を促進（努力義務）

詳細につきましては、下記 URL をご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000->

[Koyoukintoujidoukateikyoku/0000169736.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000169736.pdf)（厚生労働省 HP 「平成 29 年度改正法の概要」）

（文責：竹次 貴）

● 健康づくり

実は、先日ひどく寝違えてしまい、座るのも横になるのもままならない状態になり、整骨院に駆け込みました。整骨院の先生には本当にお世話になり、その時にストレッチの重要性を身に染みて感じました。

骨のゆがみや姿勢の悪さはストレスであり、ひどい肩こりや腰痛が、自律神経失調症や、うつ病につながることもあるそうです。ストレッチは、まとめてやるより、こまめに動かして筋肉をほぐしてあげたほうが良いようです。とは言え、なかなか継続できないものです。辛いですし生活スタイルを変えるのは、本当に難しいものです。苦しいとは思いますが、励ましあって、健康寿命伸ばしていきたいでしょう！

（文責：渡辺 晶子）

● 京都市空き家活用・流通支援等補助金について

一戸建て、長屋建ての利用していなかった空き家の活用や流通を活用するとともに、地域の活性化等に寄与する活用を支援するための制度で、改修や家財の撤去に係る費用の一部を補助する制度です。

◆活用・流通促進タイプ

- 1 年以上利用していない空き家を活用等する場合
- ・補助対象となる改修工事等にかかる費用の 1 / 2
- ・補助金上限額 30 万円（京町家等の場合 60 万円）

◆特定目的活用支援タイプ

- まちづくり活動拠点等のために空き家を活用する場合
- ・補助対象となる改修工事等にかかる費用の 2 / 3
- ・補助金上限額 60 万円（京町家等の場合 90 万円）
- ・家財の撤去に係る費用は、申請額を補助金額とし上限 5 万円

（文責：田中 恵子）

平成 29 年 10 月

関与先のみなさまへ

田中彰税理士事務所

生命保険の検討にあたって

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当事務所では決算業務を通じて、多くの関与先様がさまざまな生命保険に加入されている状況を見てまいりました。

経営者の信用と手腕で経営が成り立っている場合、その力量は取引先や金融機関が企業の信用を判断するための重要な基準となります。そのため、経営者が病気や事故で死亡・就業不能となることは大きなリスクです。

リスクへの備えとして生命保険がありますが、関与先企業の保険を見てみますと、保障が過大・過少なもの、過剰な保険料負担で資金繰りを苦しめているものなどが見られます。また、資産計上すべき保険料を損金算入していることもあります。

生命保険の提案を受けた際には、当事務所で提案内容や経理処理の妥当性を確認させていただきますので、是非、ご連絡くださいますようお願いいたします。

末筆になりますが、関与先のみなさまのご健勝とご発展を心よりお祈り申し上げます。

敬具